

白髪一雄データベースシステム導入及び運用保守業務委託仕様書

1 委託する業務の名称

白髪一雄データベースシステム導入及び運用保守業務（以下「本業務」という。）

2 本業務の目的

尼崎市が所有する白髪一雄の作品及び資料等（以下「作品等」という。）を公益財団法人尼崎市文化振興財団（以下「財団」という。）が効率的に管理するための収蔵品データベースシステムを構築し、公開する。また、一元的なデータベースを整備することで、何人の鑑賞、調査研究又は教育等に広く活用されるよう、作品等の公共化を行う。

3 本業務の委託の概要

(1) 契約期間

契約締結日から令和9年（2027年）3月31日までとする。ただし、データベースの公開は、同月中旬を予定している。

なお、本年度における本業務の適正な履行が確認された場合、令和9年（2027年）4月1日以後のシステム運用保守業務の委託については、当面令和13年（2031年）3月31日までは、財団の会計年度（4月1日から翌年の3月31日まで）ごとに、本業務の受託事業者又は当該受託事業者があらかじめ指定する事業者との契約締結を予定している。

(2) 業務項目

- ア クラウド型データベースシステムの提供及び導入支援
- イ 初期データのシステム移行業務
- ウ 運用保守業務

4 掲載予定内容

次に掲げる作品等の現行データについて、システムにはJPG画像又はPDF画像での掲載を予定している。画像の登録は、作品等によっては、1点限りもあれば複数（多いものは5点程度）あるものもある。なお、作品等の点数及び種類は、次年度以降も随時増加していく。

- (1) 白髪作品・資料（FileMaker）約1,000件
- (2) 白髪資料（Excel）約1,000件
- (3) 画像資料（JPEG）約2,000件

5 業務内容

(1) クラウド型データベースシステムの提供及び導入支援

- ア 受託者は、作品等の日常管理及びウェブサイト等で公開する機能を持つ、クラウド型のデータベースシステムを財団に提供すること。
- イ Windows 端末の標準的なブラウザ環境で利用可能であり、閲覧及び更新のために特別なソフトウェアのインストールが不要であること。
- ウ 必要に応じて適切なバージョンアップが可能であること。

エ 操作マニュアルを作成すること。

オ 財団の職員を対象に、1回以上の操作研修を実施すること。

カ その他

(7) 本業務において必要となるハードウェア、ネットワーク、ソフトウェア、その他調達物等は、受託者の負担において準備すること。

(イ) 本業務の履行に当たっては、万全のセキュリティ対策を講じること。

(ウ) 本業務に係る打合せは適宜実施し、実施した場合はその記録を作成すること。

(エ) 別途制作予定の新ウェブサイト「(仮称) 白髪一雄オンライン記念室」の受託者(白髪一雄ウェブサイト制作及び運用保守業務委託の受託者をいう。)と協議・連携し、システムのweb APIを利用して当該新ウェブサイトと連携させること。なお、当該受託者は令和8年(2026年)10月頃決定される予定である。

(2) 現行データのシステムへの移行

上記4の(1)から(3)までに掲げる作品等の現行データをシステムに移行する作業を行うこと。

(3) 運用保守業務

ア システムの運用

受託者は、システムの運用及びメンテナンスを実施し、データのバックアップ、サーバOS及びアプリケーションのセキュリティパッチの適用、アップデート、サーバ状況の監視、不具合時の対応並びにハードウェアの増設等安定的な運用に必要な業務を行うこと。

イ データセンター

「データファシリティスタンダード(日本データセンター協会策定)」の品質基準であるティア3以上のデータセンターにおいてサービスを運用するとともに、システム面、人的及び物理的な運用管理面において、個人情報保護、システムに対する不正アクセス防止、暗号化通信及びウイルス対策等セキュリティ対策を施すものとする。

ウ データのバックアップ

保存データは毎日バックアップを行い、障害発生時は速やかに復旧すること。

バックアップデータは、サービスを提供するメインのデータセンターから、大規模災害で同時に被災しない程度に距離の離れた別のデータセンターで保管すること。

エ その他

オンラインヘルプを備えるとともに、財団職員からのシステム操作に対する質問の受け付け及び回答を行うこと。

6 機能要件

- (1) クラウド型データベースシステムを採用し、財団が作品等の情報及び画像を、システム提供者を介さずに登録及び掲載ができるシステムであること。
- (2) 提供期間中は、システムに登録及び掲載した作品等の情報及び画像について、閲覧を希望する誰もがウェブ環境を通じて自由にアクセスし、閲覧・判読できるシステムであること。
- (3) 提供期間中は、システムに登録及び掲載した作品等の情報及び画像データを確実に保全し、第三者による削除及び改変等を防止する十分なセキュリティ機能を備えたシステムであること。

- (4) 作品等のデータをシステムに掲載するに当たり、将来にわたって登録及び掲載し得る十分なデータ容量環境を備えたシステムであること。
- (5) その他別紙記載要件（システム機能要件詳細）を満たすシステムであること。

7 納品物（成果品）

- (1) 成果品は、財団が指定する期日までに電子媒体及び紙媒体で各 1 部納品することとし、成果物の内容の詳細については、別途協議のうえ決定する。なお、現在想定する成果品は、次のとおりである。

ア 運用管理マニュアル

イ 収蔵公開システムサイト構造図

ウ 運用テスト結果報告書

エ ミーティング・調整議事録

- (2) 担当職員が、受託者立ち合い（オンライン上を含む。）の上、運用開始後に本システムの検査を実施する。検査の方法は、(1)に記載する成果物の確認並びに実機による運用テストによる稼働確認及び運用確認とする。検査後、不備等が認められたときは、受託者の責任及び負担において速やかに修補を行うこと。

8 提出書類

受託者は、契約締結後又は本業務完了後速やかに、次の資料を業務報告書として作成して財団に提出し、検査を受けること。

- (1) 業務主任担当者届（契約締結後）
- (2) 業務計画書（契約締結後）
- (3) 業務報告書（本業務完了後）
- (4) 業務完了届（本業務完了後）
- (5) その他財団が必要と認める書類（契約締結後又は本業務完了後）

9 著作権等

- (1) 本業務の成果品の著作権及び所有権は、全て財団に帰属する。ただし、当該成果品に含まれる、受託者が従来から権利を有している受託者固有の知識、技術に関する権利等については、受託者に留保されるものとし、受託者がこれらを利用し、及び成果品に類似した製品等を作成することを妨げない。
- (2) 成果品のうち(1)により受託者に留保された権利が含まれているものについては、財団は、財団の業務の範囲内であれば、受託者の承諾無く自由に使用することができる。
- (3) 受託者は、財団及び財団から正当に権利を取得した第三者に対し、著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しない。

10 法律の厳守等

受託者は、本業務の意図及び目的を十分に理解した上で、最高の技術を発揮するとともに、財団の指示を厳守し、次に掲げる事項に留意して誠実に契約を履行すること。

- (1) 本業務の実施に当たり関連する法律等を遵守すること。なお、これらの諸法規の運用適用は受託者の負担と責任において行うこと。
- (2) 政治又は特定の宗教、思想等にとらわれることなく、常に中立性を維持すること。
- (3) 本業務において知り得た事項について守秘義務を負うとともに、本業務の内容、成果等を、財団の許可なく使用してはならないこと。

1 1 再委託等

- (1) 受託者は、本業務の全部又は主要な部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならないこと。
- (2) 受託者は、事前に書面により財団の承諾を得た場合に限り、本業務の主要な部分を除く本業務の一部について再委託（第三者に委任し、又は請け負わせることをいう。以下同じ。）を行うことができる。
- (3) 受託者は、再委託の相手方（以下「再委託先」という。）には、更なる委託（以下「再々委託」という。）をさせてはならないこと。ただし、本業務の性質その他の理由により財団が特にやむを得ないと認めたときは、この限りでない。
- (4) (3)のただし書を適用する場合においては、(2)中「受託者」とあるのは「再委託先」と、「再委託」とあるのは「再々委託」として、(2)を適用する。
- (5) 受託者は、再委託先が(4)により読み替えて適用する(2)により再々委託を行おうとするときは当該再委託先が必ず事前に受託者にその旨を届け出るよう、再委託先に対し義務付けておくこと。そして、その届出を受けた受託者は、直ちに財団に届け出て、当該再々委託の承諾を得ること。
- (6) 受託者は、再委託先（再々委託先を含む。(7)において同じ。）が(2) ((4)により読み替えて適用する場合を含む。)の財団の承諾に基づき本業務の一部(以下「再委託等業務」という。)を履行するに当たり、その履行内容の全て及びその結果について財団に対し一切の責任を負うこと。
- (7) 再委託先が再委託等業務を履行した場合で、財団に損害を及ぼしたときは、受託者は、財団に対しその損害を賠償すること。

1 2 本業務実施上の義務

受託者は、本業務を実施するに当たり、本業務の委託契約書その他別に定めるもののほか、次に掲げる事項を遵守すること。

- (1) データ類を漏えいし、滅失し、き損し、又は改ざんしないよう、その取扱いについては細心の注意を払うとともに、財団の事務処理に支障が生じないようにすること。
- (2) データ類を財団が指定した用途以外に使用し、又は第三者に提供しないこと。
- (3) 財団が管理しているデータ類の全部又は一部を財団の許可なく複写し、又は複製しないこと。
- (4) 従事者に対し、業務委託の実施に必要な知識及び技術を習得させるとともに、随時、セキュリティに関する研修、教育その他従事者の資質向上を図る研修を実施すること。
- (5) 履行場所から、個人情報記載されている書類等は、持ち出さないこと。また、鍵

付き書庫等で保管すること。保管の必要がなくなった個人情報に記載されている書類等は、財団が指定する手順により、速やかに滅却すること。

- (6) システムの安全性及び信頼性を高める設計とすること。
- (7) 委託の本旨に従い、善良なる管理者の注意義務をもって本業務を実施すること。

1 3 支払条件

本業務完了後、適法な請求があった日から30日以内に一括で支払う。

1 4 その他

- (1) 本業務は、財団の指示に従いながら進めること。また、受託者が提案した企画提案内容（本業務の委託先の選定時に受託者が財団に対し提案した内容で、契約締結前に財団が受け入れると決めたものをいう。）を遵守すること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項については、財団が受託者との協議の上で決定する。

1 5 連絡先

公益財団法人尼崎市文化振興財団事業部美術課 担当：田野

〒660-0881 尼崎市昭和通2丁目7番16号

午前9時から午後5時まで（火曜日休業）

TEL：06-6487-0806 FAX：06-6482-3503

E-mail：tano-hatsuki@archaic.or.jp

以 上

（仕様書別紙）システム機能要件詳細

1 システム全般に関する要件

- (1) 登録用システムはクラウドサービスを利用し、標準的なウェブブラウザ (Microsoft Edge、Chrome、Safari) で利用できるシステムとすること。各ブラウザの最新バージョンに随時対応していくこと。
- (2) 職員ごとにアクセス権限を設定し、及び変更することができること。また、ユーザIDを発行し、パスワードでログインできること。
- (3) アクセス権限の設定は資料分類ごとに、利用不可、閲覧のみ、削除不可及び制限なしが設定できること。
- (4) 一定期間ごとにパスワード変更を強制する、パスワードの英字、数字混在のみ使用可能とするといったパスワードポリシーを設定出来ること。
- (5) システム管理者が項目ごとに入力時のルール及び注意事項を設定できること。

2 作品等の管理に関する要件

- (1) 作品データを登録及び編集できること。
 - ア 作品等の情報、画像、画像情報、貸出履歴、修復履歴、来歴、移動歴及び参考文献を登録し、編集し、及び削除することができること。登録データはPDFファイル、YouTube等の動画リンク及び10,000pixel×10,000pixelの大容量画像を含む。
 - イ PCやサーバ内の画像を参照・指定した登録ができること。
 - ウ 文字情報の登録においては、手入力及び選択肢で入力できること。なお、選択肢の変更、追加及び削除ができること。
 - エ 任意の資料を関連資料として個別及び一括で登録できること。
 - オ 3Dオブジェクトデータを登録できること。また、登録後、同じ画面上で3D画像を自由な角度で回転させられること。専用ビューアをポップアップさせて大きな画面で閲覧させ、及び回転させられること。
 - カ 複数の資料を一度に登録し、及び更新することができるデータ一括処理機能を備えること。Microsoft Excel形式、CSV形式に対応すること。Excelは最新バージョンに随時対応すること。
- (2) 登録データについて、任意のキーワードに対して全資料項目を横断して検索する機能及び任意の資料項目に対して検索する機能を備えること。
 - ア 項目検索は、5つ以上の資料項目を掛け合わせた検索ができること。また、検索文字列に対して「含む」「含まない」「完全一致」「前方一致」「後方一致」「以上」「以下」から選択できること。また、数値及び日付による範囲指定ができること。
 - イ 検索結果の一覧表では、昇順及び降順の並べ替えができること。また、表示する項目を自由に設定でき、1画面に表示する件数の切り替えができること。
- (3) 画像は部分拡大表示ができること。また、拡大率の変更ができること。
- (4) 全ての項目及び任意の項目で、検索結果を考慮した出力ができること。また、出力形式はMicrosoft Excel形式及びCSV形式が選択できること。
- (5) 作品等カード、ラベル及び対外文書等、独自の書式をシステム上で自由に作成し、及び登

録することができること。また、その書式を指定して独自の帳票を出力できること。

- (6) 作品等の分類項目及び入力項目を自由に追加し、変更し、及び削除することができること。

なお、運用開始後も自由に改変可能であること。また、作品等の種類ごとに別個の分類で運用できること。

- (7) 展示、貸出、予約、返却、開架及び閉架等資料の利用の管理ができること。

3 データ保存に関する要件

- (1) 仕様書の4に定める作品等を登録及び掲載するのに必要なデータ容量を備えたシステムであること。
- (2) 国内のデータセンター基盤で運用されているサービスを利用すること。
- (3) データセンターは、SRC耐震構造で堅牢に建築されたデータセンター専用ビルを利用し、生体認証、監視カメラやセンサー等による厳格な管理と、無停電電源装置経由の電源等により、災害等非常時の運用も可能な設備を備えること。
- (4) バックアップは1日1回以上行い、大規模災害に同時被災しない程度の距離（関東と関西など）にある別データセンターでバックアップデータを保管すること。
- (5) データベース管理では、利用する端末とサーバ間の通信は、暗号化された十分安全なセキュリティ機能を備えた通信により行うこと。
- (6) 第三者の専門機関による脆弱性検査を1年に1回以上実施すること。

4 データ公開に関する要件

- (1) 一般公開可能な作品等は、インターネット上で公開できること。
- ア インターネット公開画面は、検索トップ、検索結果一覧、検索結果詳細の3段階の画面を基本とすること。
- イ 前号のそれぞれの画面で表示する項目を、管理画面で自由に設定できること。
- ウ 作品等及び画像ごとに公開又は非公開を設定できること。
- エ 作品等1点につき登録された複数の画像を公開できること。複数の画像を公開する際は、画像送りボタンで表示する形式及び登録画像のサムネイルを並べて表示する形式を選択できること。
- (2) 公開する項目等について、専用の設定画面を有すること。
- (3) 登録データをウェブ公開するデジタルアーカイブ検索ページ及びジャパンサーチ連携データを出力する機能を有すること。また、その自動更新ができること。なお、web APIの利用に追加の費用が発生しないこと。
- (4) スマートフォン等のアプリ又はブラウザでの展示ガイド機能を有すること。
- ア アプリの場合は、App Store又はGoogle Playからダウンロードできること。
- イ 作品等の番号を入力することで当該作品等の解説画面に遷移し、解説画面で文字、画像、音声及び動画を表示できること。
- ウ ガイド案内は、多言語対応していること。

以 上